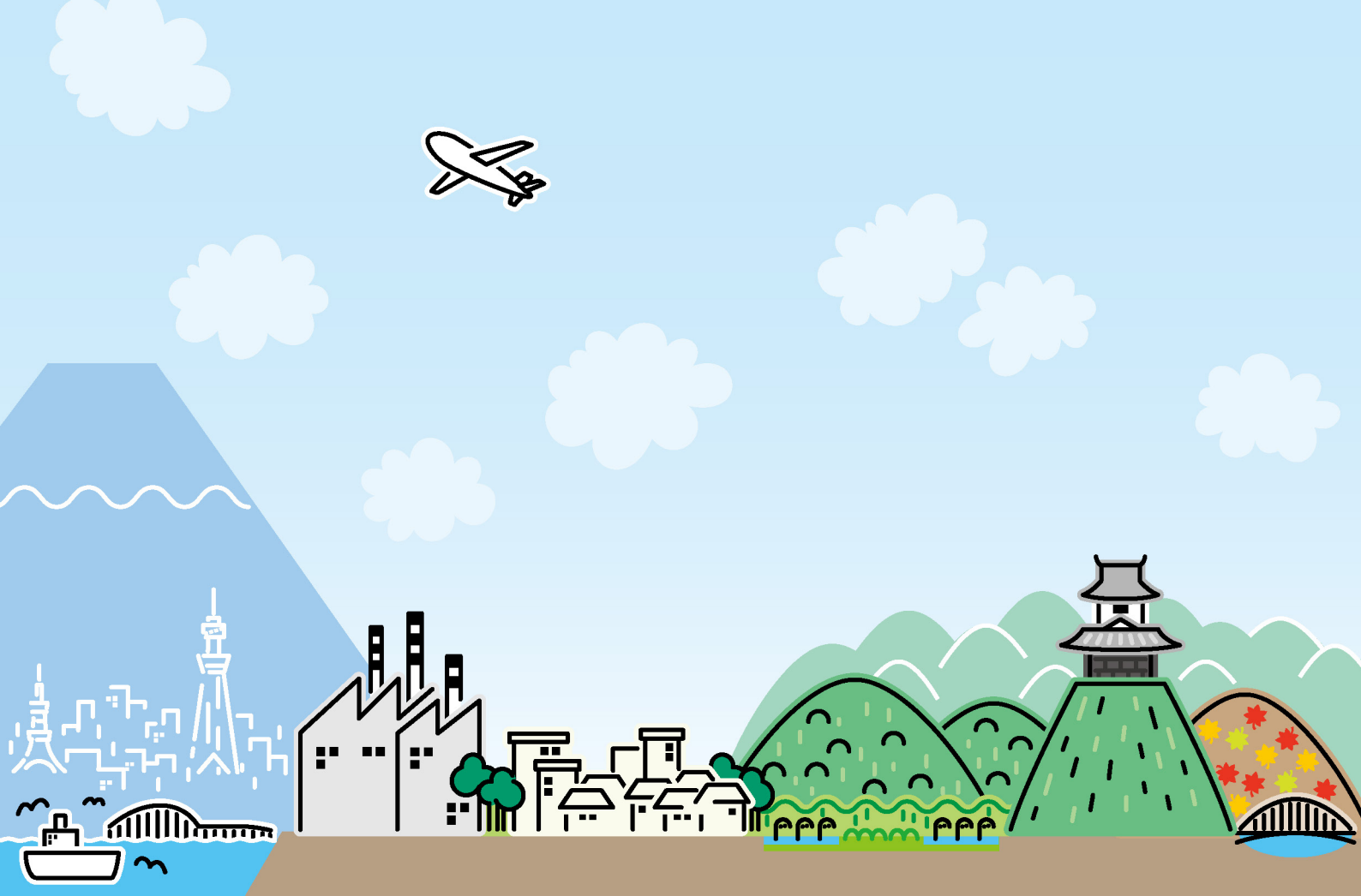




君津市景観計画

まち・自然・歴史文化が調和する景観づくり
～守り、育て、継承していく きみつの宝～

概要版



平成30年12月

1 景観計画策定の目的

君津市には、土地区画整理事業によって整備された良質な市街地、水と緑に恵まれた豊かな自然、各地域で培われてきた歴史文化など多様な景観資源があります。

しかし、近年、社会の成熟化に伴って、周辺の景観と調和しない色彩やデザインの建物などが増え、これらの景観資源が損なわれる状況が散見されるようになってきています。

また、人々の生活習慣や価値観が変化し、生活空間の質的な向上が求められるようになっていきます。

そこで、君津市は、平成26年6月1日に景観法に基づく景観行政団体になり、君津市の多様な景観資源を守るための考え方や基準（ルール）を定めるため、景観計画を策定することにしました。

市街地景観 臨海部は埋め立てによって工業地帯が形成されており、市街地の大部分は土地区画整理事業により基盤整備されています。また、国道127号沿いでは、大規模な小売店舗や飲食店が建ち並ぶ沿道景観が形成されています。



八重原の住宅地



君津駅北口



国道127号沿いの店舗

自然景観 本市の大部分は、上総丘陵に起因する山間丘陵地が占め、丘陵部から平野部に流れる河川沿いの低地には、水田が広がり、豊かな田園空間を形成しています。また、小糸川・小櫃川上流に整備されたダム湖は、観光資源となっています。



三石山展望広場からの眺望



小糸の田園風景



亀山湖

歴史文化景観 市内には、古代から現代に至るまで、歴史を物語る資源が豊富です。また、様々な地域固有の伝統芸能や祭りが継承されています。

久留里駅周辺には、歴史的な建物や蔵が数多く残り、城下町としての面影が感じられます。



神野寺



君津市民ふれあい祭り



久留里城

2 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号)

本市には、多様な景観が広がっており、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、景観法に基づく景観計画区域（景観計画を適用する区域）を「市全域」とします。

3 理念

本市には、多様な景観資源（市街地景観、自然景観、歴史文化景観）があります。

これらの景観資源は、地域の宝であり、宝は、地域の人々の暮らしと結び付き、活かされることで、より魅力的な景観となり、後世に継承していくことができます。そして、そのためには、私たち市民一人ひとりが身近な景観に配慮し、自ら景観づくりに取り組んでいく必要があります。

これらの思いから、景観づくりの理念を次のとおりとします。

まち・自然・歴史文化が調和する景観づくり
～ 守り、育て、継承していく きみつの宝 ～

4 方針

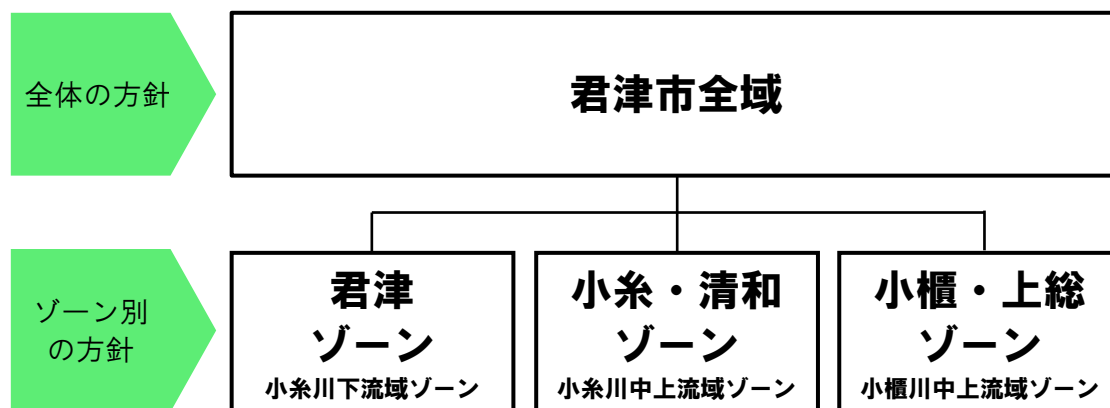
景観づくりの理念に掲げた「まち・自然・歴史文化が調和する景観づくり」を実現するため、次のとおり方針を定めます。方針は、「全体の方針」と「ゾーン別の方針」の2つで構成されています。

なお、ゾーンは、君津市総合計画や君津市都市計画マスタープランを踏まえ、「君津ゾーン」、「小糸・清和ゾーン」、「小櫃・上総ゾーン」の3つに区分します。

方針

全体の方針 …… 君津市全域で共通して目指すべき景観づくりの方向性を定めたもの

ゾーン別の方針 …… きめ細やかな景観づくりを誘導していくため、6つの景観類型を用いて、ゾーン別に目指すべき景観づくりの方向性を定めたもの



1 全体の方針

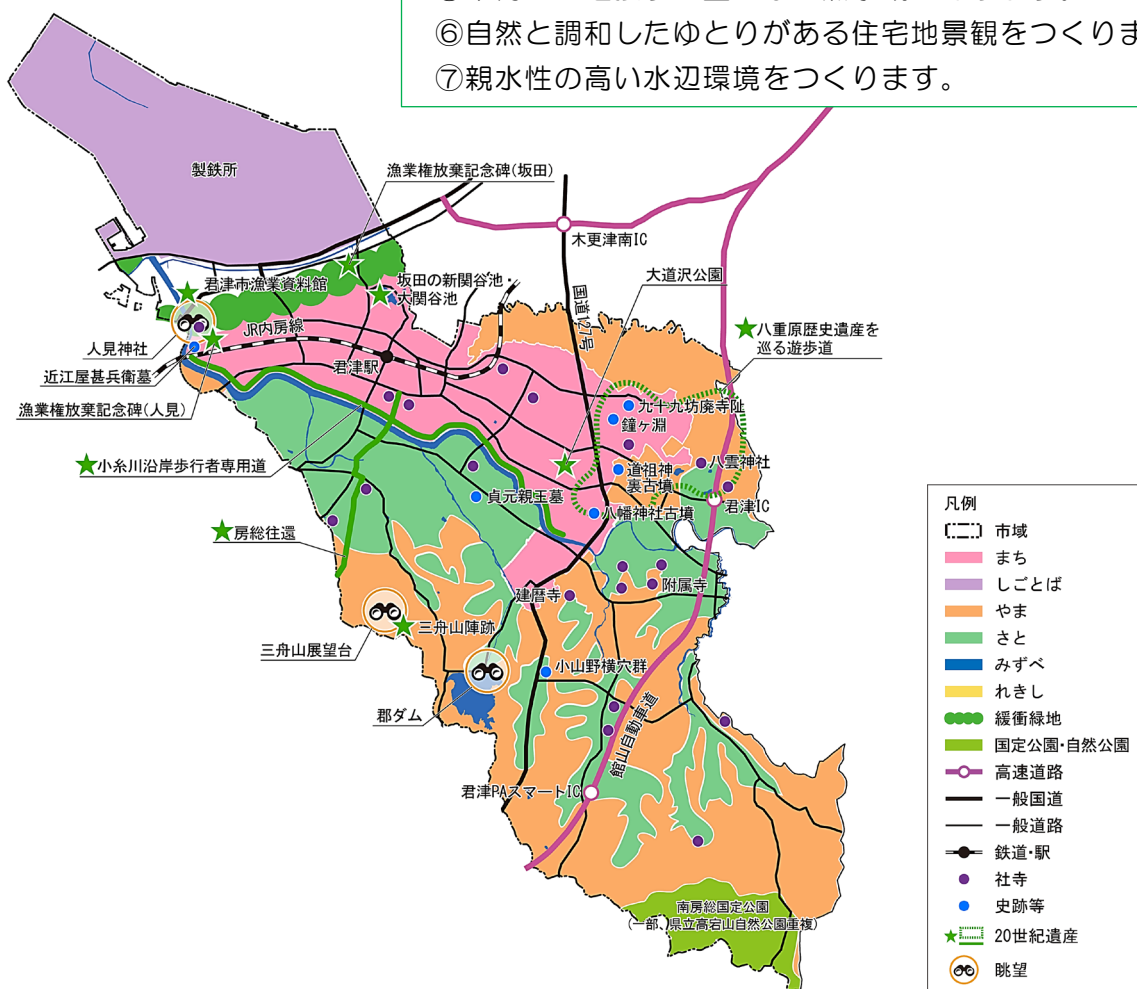
- 1 水と緑が美しいやすらぎのある市街地の景観づくり
- 2 豊かな自然を大切にする景観づくり
- 3 歴史と文化が感じられる景観づくり
- 4 景観資源の積極的な活用と継承
- 5 市民や事業者と協働する景観づくり

2 ゾーン別の方針

【１】 君津ゾーン ～小糸川下流域ゾーン～

■ 君津ゾーンの方針

- ①まちの顔としてにぎわいが感じられる景観をつくります。
- ②落ち着きが感じられる良好な住宅地景観をつくります。
- ③工業地帯と市街地を隔てる緩衝緑地を守ります。
- ④広がりのある眺望を守ります。
- ⑤市街地に近接する豊かな自然景観を守ります。
- ⑥自然と調和したゆとりがある住宅地景観をつくります。
- ⑦親水性の高い水辺環境をつくります。



5 良好な景観の形成に関する行為の制限

(景観法第8条第2項第2号)

景観計画区域内における建築物の新築や工作物の新設等の行為については、景観づくりの方針に基づき、良好な景観が形成されるよう緩やかに誘導します。

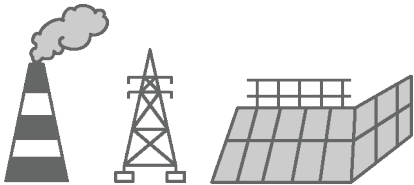
さらに、本市の景観に大きな影響を与える一定の規模以上の建築物等については、届出対象行為とし、景観形成基準を定めます。

なお、届出の対象ではない建築物等についても、より良い景観の形成を目指して、本計画に定める方針や景観形成基準への配慮が必要となります。

景観計画区域内において、「届出対象行為」を行う場合は、行為着手の30日前までに、景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う必要があります。

■ 届出対象行為

② 工専用地域における行為は、届出対象行為から除く。

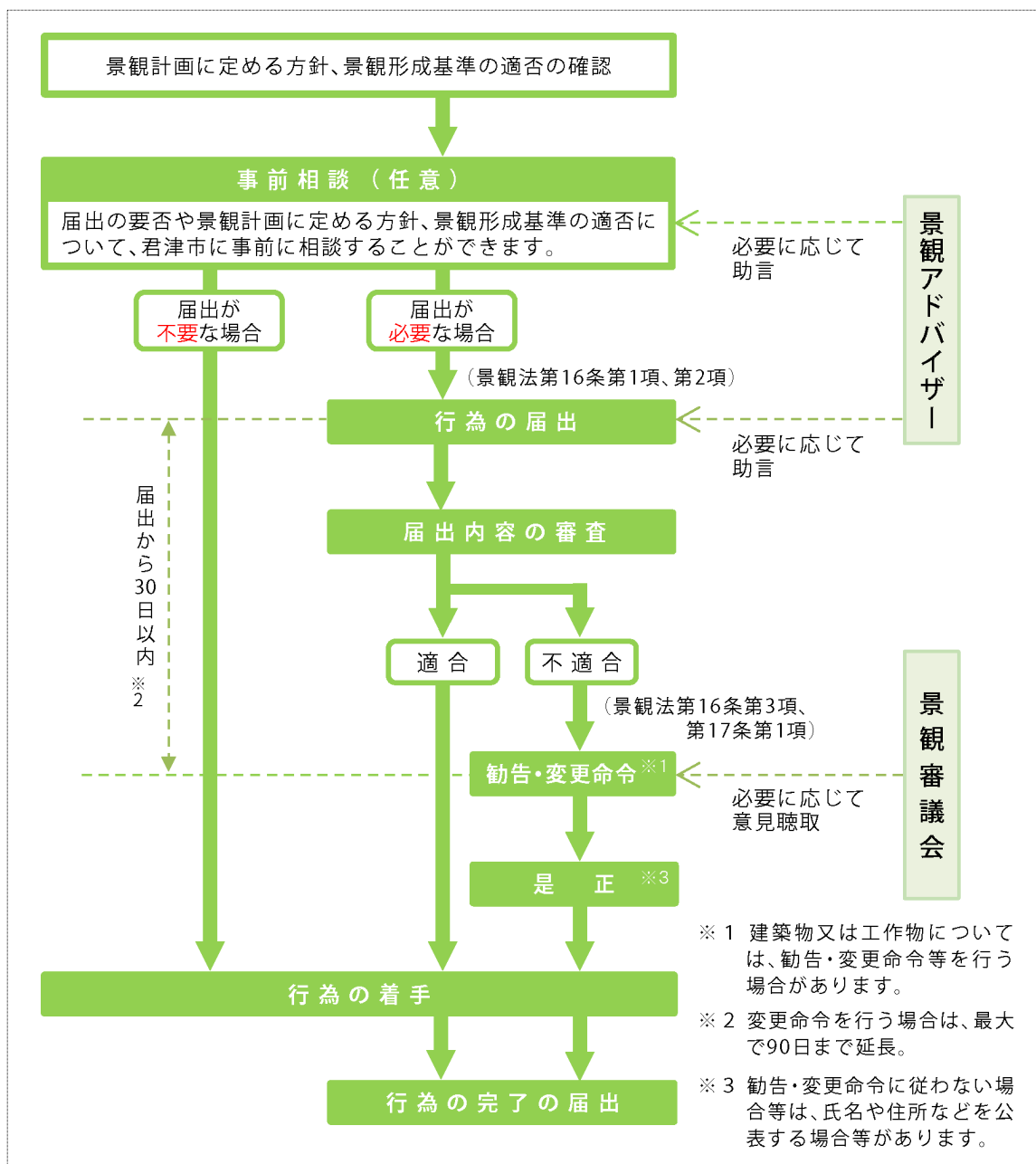
行為の種類	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更 	・地盤面からの高さが10メートルを超える建築物 ・建築面積が500㎡を超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 	・設置面からの高さが6mを超える煙突 ・設置面からの高さが15mを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ・地盤面からの高さが2mを超え、かつ、総延長が20mを超える擁壁 ・太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）で、パネルの面積の合計が100㎡を超えるもの
開発行為 ^{※1} 	・開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更 	・変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物 ^{※2} 、 再生資源 ^{※3} その他の物件の堆積 	・堆積に係る面積が500㎡以上で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの

※1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源。

届出フロー



■（参考）景観法一部抜粋

●第102条

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者
(次号以下省略)

●第103条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(次号以下省略)

■ 景観形成基準

建築物及び工作物

- 市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く） (建)…建築物の基準 (工)…工作物の基準

■位置・配置

- 周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 可能な限り壁面を道路から後退するなど周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(建)
- 幹線道路の沿道においては、まち並みの連続性に配慮し、壁面の位置をそろえるよう工夫すること。(建)
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間から見えにくい位置・配置とするよう工夫すること。(工)
- 周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(工)

■高さ・規模

- 周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。(建)(工)

■形態・意匠

- 周辺の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。(建)
- 壁面は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(建)
- 周辺の景観と調和する形態・意匠とするよう努めること。(工)
- 擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(工)

■色彩

- 人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。(建)
- 落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。(工)
- 建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。(建)
- 工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。(工)
- 色彩は、原則として色彩基準(14ページ参照)で示す範囲内の色彩とすること。(建)(工)
 - ※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)(工)
 - ※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。(建)(工)
 - ※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)
 - ※アクセントとして用いる色彩で、各立面(一つの面の見付面積)の1/20以下のものは、この限りでない。(建)(工)
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、モジュールやフレームを低彩度かつ低明度とするなど、目立たない色彩とするよう努めること。(工)

■材料・素材

- 周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。(建)
- 素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。(建)(工)
- 光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。(建)(工)

■屋外設備

- 外壁や屋上などに付帯する設備など(配管や室外機など)は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(建)
- 工作物に付帯する設備など(配管など)は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(工)

■外構・緑化

- 敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。(建)
- 塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。(建)
- 戸建て住宅地においては、緑豊かなまち並みの形成に寄与するよう道路に面する部分の緑化に努めること。(建)
- 既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。(建)
- 周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。(工)
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観と調和する植栽または柵などで遮蔽する等工夫すること。(工)

■駐車場

- 駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。(建)

■夜間照明

- 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。(建)(工)

■位置・配置

- 周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 可能な限り壁面を道路から後退するなど周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(建)
- 幹線道路の沿道においては、まち並みの連続性に配慮し、壁面の位置をそろえるよう工夫すること。(建)
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間から見えにくい位置・配置とするよう工夫すること。(工)
- 周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(工)

■高さ・規模

- 周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。(建)(工)

■形態・意匠

- 周辺の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。(建)
- 周辺の景観と調和する形態・意匠とするよう努めること。(工)
- 歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない形態・意匠とすること。(建)
- 歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない形態・意匠とするよう努めること。(工)
- 壁面は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(建)
- 擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(工)

■色彩

- 人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。(建)
- 落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。(工)
- 建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。(建)
- 工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。(工)

○色彩は、原則として色彩基準(14ページ参照)で示す範囲内の色彩とすること。(建)(工)

※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)(工)

※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。(建)(工)

※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)

※アクセントとして用いる色彩で、各立面(一つの面の見付面積)の1/20以下のものは、この限りでない。(建)(工)

○土地に自立して設置する太陽光発電設備は、モジュールやフレームを低彩度かつ低明度とするなど、目立たない色彩としよう努めること。(工)

■材料・素材

○周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。(建)

○素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用しよう努めること。(建)(工)

○光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。(建)(工)

○城下町としての名残をとどめる地区では、趣のあるまち並みの形成に寄与しよう石材や木材などの自然素材の活用を検討すること。(建)

■屋外設備

○外壁や屋上などに付帯する設備など(配管や室外機など)は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(建)

○工作物に付帯する設備など(配管など)は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(工)

■外構・緑化

○敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。(建)

○塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。(建)

○戸建て住宅地においては、緑豊かなまち並みの形成に寄与しよう道路に面する部分の緑化に努めること。(建)

○既存の樹木や樹林を保全・活用しよう努めること。(建)

○周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。(工)

○土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間からの見え方に配慮し、周囲の景観と調和する植栽または柵などで遮蔽する等工夫すること。(工)

■駐車場

○駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。(建)

■夜間照明

○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。(建)(工)

■位置・配置

- かずさアカデミアパーク地区の景観的特徴を損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない位置・配置とするよう工夫すること。(建)(工)
- 周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(建)
- 現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた位置・配置とするよう工夫すること。(建)
- 周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。(工)

■高さ・規模

- 斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。(建)(工)
- 現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること。(建)(工)

■形態・意匠

- 周囲の建築物の形態・意匠やかずさアカデミアパーク地区全体の雰囲気と調和を図るとともに、統一感をもたせること。(建)
- 周囲の建築物の形態・意匠やかずさアカデミアパーク地区全体の雰囲気と調和を図るとともに、統一感をもたせるよう努めること。(工)
- 斜面樹林や稜線等との連続性や空間を著しく損ねることがない形態・意匠とすること。(建)
- 斜面樹林や稜線等との連続性や空間を著しく損ねることがない形態・意匠とするよう努めること。(工)
- 壁面については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(建)
- 一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まともに配慮した形態・意匠とすること。(建)
- 建築物に付帯するもの(屋外階段など)は、建築物本体と調和する形態・意匠とすること。(建)
- 擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。(工)

■色彩

- 壁面、屋根の色は落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。(建)
- 落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。(工)
- 建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。(建)
- 工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。(工)

○色彩は、原則として色彩基準(14ページ参照)で示す範囲内の色彩とすること。(建)

※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)

※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。(建)

※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。(建)

※アクセントとして用いる色彩で、各立面(一つの面の見付面積)の1/20以下のものは、この限りでない。(建)

○色彩は、周辺の景観と調和するものとする。(工)

■材料・素材

○周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。(建)

○光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。(建)

■屋外設備

○屋上や壁面などに付帯する設備など(配管や室外機など)は、目立たないように配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(建)

○工作物に付帯する設備など(配管など)は、目立たないように配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。(工)

■外構・緑化

○敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。(建)

○塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。(建)

○道路に面する部分の緑化に努めること。(建)

○周囲の斜面林等とのつながりを意識し、植栽を行うこと。(建)

○既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。(建)

○周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。(工)

■駐車場

○駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。(建)

開発行為

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- 現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とするよう努めること。
- 既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。
- のり面は、可能な限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和する緑化を図るよう努めること。
- 一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とするよう努めること。

●かずさアカデミアパーク地区

- 現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とするよう努めること。
- 周囲の斜面樹林等とのつながりを意識し、植栽を行うよう努めること。
- 既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。
- 一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とするよう努めること。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- 土石の採取または鉱物の掘採の場所は、可能な限り道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、採取または掘採の位置や方法を工夫すること。
- 遮蔽する場合は、可能な限り植栽または塀等を設置し、背景の景観や周辺の景観との調和に配慮すること。
- 土石の採取または鉱物の掘採後は、可能な限り周辺の植生と調和する緑化に努めること。
- 土地利用の転換に伴い、平面駐車場や資材置き場などへの造成行為を行う場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、既存の緑地や樹木は可能な限り保全すること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- 道路や公園などの公共の場所から見えにくい位置に配置するよう配慮すること。
- 周囲から目立たないよう可能な限り高さを抑えたとともに、整然とした集積または貯蔵とするよう工夫すること。
- 周囲から目立たないよう可能な限り周辺の景観と調和する植栽または塀等で遮蔽すること。
- 堆積場の出入口の数や幅員は、必要最小限に抑制するよう努めること。

●かずさアカデミアパーク地区

- 周囲から目立たないよう可能な限り高さを抑えたとともに、整然とした集積または貯蔵とするよう工夫すること。
- 周囲から目立たないよう可能な限り周辺の景観と調和する植栽または塀等で遮蔽すること。
- 堆積場の出入口の数や幅員は、必要最小限に抑制するよう努めること。

■ 色彩基準

● 市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）

色 相	建築物の外壁、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
N(無彩色)	4以上9未満	—	2.5以上7未満	—
R(赤)	3以上9未満	0.5以上3以下	2.5以上7未満	3以下
YR(黄赤)	3以上9未満	0.5以上5以下	2.5以上7未満	5以下
Y(黄)	3以上9未満	0.5以上5以下	2.5以上7未満	5以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	3以上9未満	0.5以上3以下	2.5以上7未満	3以下

● 市街化調整区域、都市計画区域外

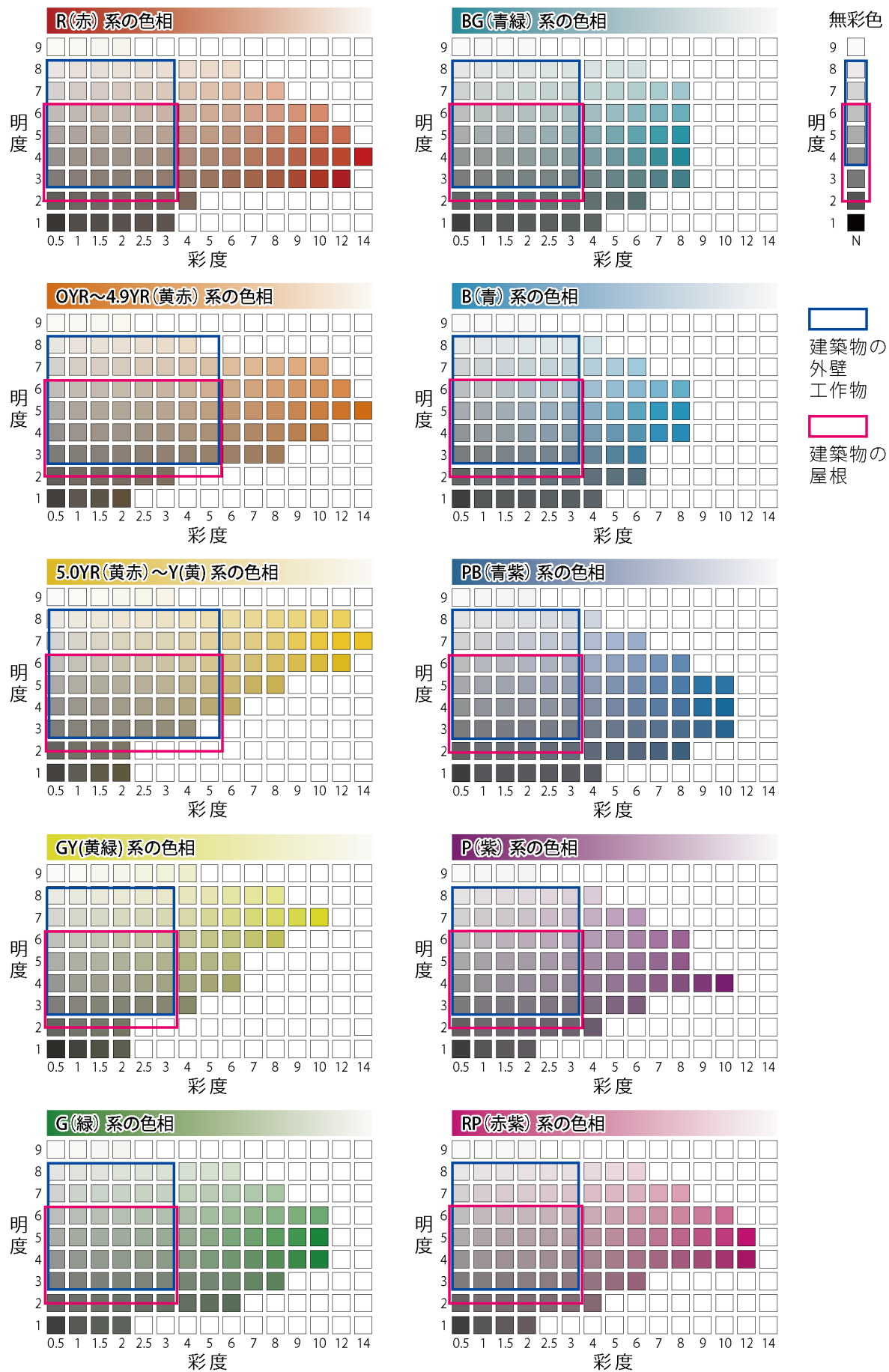
色 相	建築物の外壁、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
N(無彩色)	4以上9未満	—	2.5以上7未満	—
R(赤)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下
YR(黄赤)	3以上9未満	0.5以上4以下	2.5以上7未満	4以下
Y(黄)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下

● かずさアカデミアパーク地区

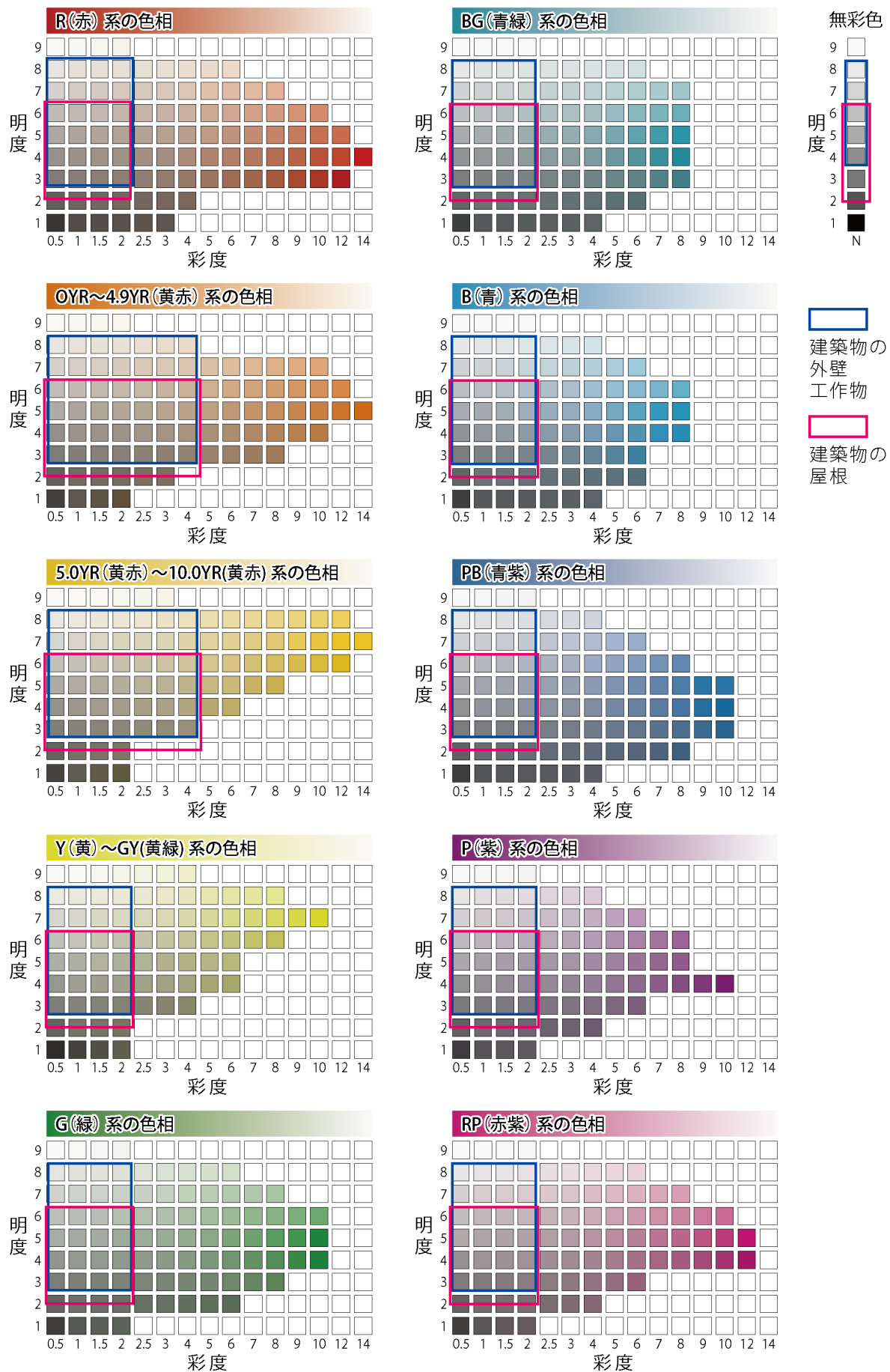
基準の適用部位	色 相	建築物の外壁		建築物の屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
基調色 外壁の各面の 4/5以上	0R(赤)～4.9YR(黄赤)	4以上8.5未満	4以下	—	—
		8.5以上	1.5以下	—	—
	5YR(黄赤)～5Y(黄)	4以上8.5未満	6以下	—	—
		8.5以上	2以下	—	—
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	4以上8.5未満	2以下	—	—
		8.5以上	1以下	—	—
補助色 外壁の各面の 1/5以下	0R(赤)～4.9YR(黄赤)	8.5未満	4以下	—	—
		8.5以上	1.5以下	—	—
	5YR(黄赤)～5Y(黄)	8.5未満	6以下	—	—
		8.5以上	2以下	—	—
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	8.5未満	2以下	—	—
		8.5以上	1以下	—	—
強調色 外壁の各面の 1/20以下※	自 由 (ただし、周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用する)			—	—
屋根	0R(赤)～5Y(黄)	—		6以下	3以下
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	—		6以下	1以下

※ただし、補助色の使用面積と強調色の使用面積の和は1 / 5以下とする。

市街化区域の使用可能範囲（かずさアカデミアパーク地区は除く）



市街化調整区域、都市計画区域外の使用可能範囲



※印刷による色表現のため、厳密には本来の色彩と異なります。色見本等によってご確認ください。

6 景観重要建造物／景観重要樹木

(景観法第8条第2項第3号)

地域のシンボルとなる建造物や樹木が除却されたり、その外観が変更されると、地域の良好な景観が大きく損なわれるおそれがあるため、これらの建造物や樹木を維持・保全し、将来にわたって継承していく必要があります。

景観法では、地域の良好な景観の形成のために重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することで、その外観の変更を規制し、所有者や管理者に対して管理義務を課すことができます。

景観重要建造物や景観重要樹木は、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観または樹容に景観上の特徴があり、良好な景観の形成に重要であるとともに、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物や樹木について、次の方針に基づいて、指定するものとします。

なお、指定は、市民からの推薦等も踏まえつつ、所有者と景観審議会の意見を聴いた上で行います。

指定の方針

次のいずれかに該当する建造物または樹木であること。

地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成のために重要であること。

地域の自然、歴史、文化を象徴していること。

地域の人々に広く親しまれていること。

7 屋外広告物に関する行為の制限

(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報を提供し、まちに活気やにぎわいを与えるものです。しかし、大規模なものや派手な色彩のもの、無秩序に設置されたものなどは、地域の良好な景観を阻害する要因になっています。

そこで、地域の良好な景観を保全・形成するため、千葉県屋外広告物条例に基づき規制するとともに、次の方針などへの配慮を求めていくものとします。

表示及び掲出に関する方針

歩行者などからの見え方に配慮し、景観を阻害しない表示方法や配置とすること。

建築物本体や周辺の景観と調和する形態意匠とすること。

可能な限り集約化し、数や大きさは必要最小限に抑制すること。

彩度が高い色、蛍光色、原色の使用や多色使いを避け、建築物本体や周辺の景観と調和する色彩とすること。

建築物本体や周辺の景観から著しく突出する素材の使用は避けること。

必要以上に明るい照明や派手な照明、過度に点滅する光源の使用は避けること。

8 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

景観法では、それらの公共施設について、景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができます。

景観重要公共施設は、次の方針に基づいて、施設管理者等と協議を行い、同意を得た上で指定するものとします。

なお、公共施設を整備するときは、良好な景観の形成を先導していくよう努めます。

指定の方針

次のいずれかに該当する公共施設であること。

地域のシンボルとして、良好な景観の形成のために重要な役割を果たしていること。

君津の景観の骨格を形成する軸や拠点となっていること。

君津の景観を特徴づける拠点として、地域の人々に広く親しまれていること。

9 計画の推進に向けて

1 地域の特性を活かした景観づくり（景観形成重点地区）

景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成基準などを定めることで、緩やかに良好な景観の形成を図っていきますが、君津の「顔」であり、本市の重要な拠点となる地区などは、その地区の個性を活かして、よりきめ細かい景観まちづくりを行う必要があります。

そこで、本市の景観の形成を図る上で特に重要な地区は、次の方針に基づいて、地区の住民等と協議をしながら「景観形成重点地区」として指定し、地区独自の景観形成基準などを定め、重点的に景観まちづくりを推進することとします。

なお、指定は、景観審議会の意見を聴いた上で行います。

指定の方針

①君津の「顔」であり、本市の重要な拠点となる地区

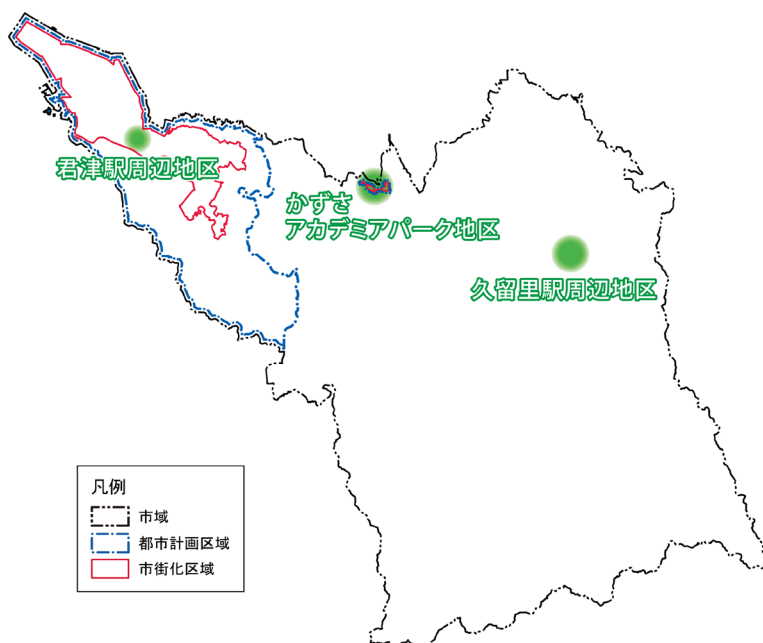
②君津の特徴的な歴史文化の趣を残し、その保全・再生を図る必要のある地区

③豊かな自然景観を重点的に保全する必要がある地区

④優れた眺望景観を重点的に保全する必要がある地区

⑤市民、事業者など自らが合意形成をもって景観まちづくりを推進したい地区

■今後指定を検討していく候補地区



2 景観づくりの推進

景観計画に基づく景観づくりを進めていくためには、景観づくりの主体である市民・事業者・君津市の3者が自らの役割を担い、連携しながら、良好な景観の維持・創出に取り組む必要があります。

市民・事業者・君津市の取り組みの一例

景観づくりの主体	景観づくりの取り組み
市 民	・ 景観に配慮した住宅の建築等 ・ 自宅の庭をガーデニングするなど緑化活動の実施 ・ 道路の清掃活動など身近な景観への配慮 ・ 景観づくりに関するイベントなどへの積極的な参加 ・ 景観まちづくり市民団体などの設立や参加
事業者	・ 景観に配慮した住宅の建築等 ・ 廃棄物等の景観阻害要因の撤去・回収 ・ 屋外広告物のデザインの工夫 ・ 地域の景観まちづくり活動への積極的な参加 ・ 国や市などの行政が実施する景観づくりに関する施策への協力
君津市	・ 景観計画の適切な運用 ・ 景観づくりに関する制度の整備 ・ 景観づくりの普及・啓発活動の推進と支援 ・ 国や県など関係機関への協力の要請 ・ 景観づくりに携わる市民や事業者との継続的な意見交換等

君津市景観計画 【概要版】

平成30年(2018年)12月発行

発 行 君津市

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

TEL:0439-56-1261

H P:<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

編 集 建設部 建設計画課





君津市景観計画

概要版



君津市